

## 令和8年第1回設楽町議会臨時会会議録

令和8年1月7日第1回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 村松一徳	2 村松純次	4 七原 剛
5 加藤弘文	6 今泉吉人	7 山口伸彦
8 田中邦利	9 原田直幸	10 金田敏行

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松浩文	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	今泉 宏	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 米倉和彦

5 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1 号

設楽町議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
等の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 2 号

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 3 号

令和 7 年度設楽町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 8 議案第 4 号

令和 7 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 5 号

令和7年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第6号

令和7年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第7号

令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算（第3号）

## 会議録

開会 午後9時00分

議長 皆さん、明けましておめでとうございます。本年も議会活動、よろしくお願ひいたします。

定刻となりましたので、会議を始めます。

ただいまの出席議員は9名全員です。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回設楽町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

---

議長 本臨時会の議会運営並びに議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6今泉 おはようございます。令和8年第1回設楽町議会臨時会の運営について、本日、議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、「諸般の報告」は、議長より例月出納検査の結果報告があります。

日程第4、「行政報告」は、町長より報告があります。

本日提案されている案件は、町長提出の7件です。

日程第5、議案第1号から日程第6、議案第2号までの2議案と、日程第7、議案第3号から日程第11、議案第7号までの5議案は、一括上程します。

質疑、討論、採決は、それぞれ1件ごとに行います。

詳細は御手元に配付の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告がありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

---

議長　日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番村松一徳君、2番村松純次君を指名します。よろしくお願ひいたします。

---

議長　日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長　異議なしと認め、会期は本日1日間とします。

---

議長　日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果について報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和7年12月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長　日程第4「行政報告」を行います。

町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長　皆さんおはようございます。新年おめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

議員各位におかれましては、希望に満ちた新春を迎えることと心よりお喜びを申し上げたいと思います。年明け早々で、公私とも大変御多用の中、臨時議会の開催に当たりまして御参集賜りましてありがとうございます。

今年の正月の三が日は、寒波が心配をされておりましたけれども、比較的穏やかな日が続いていたかというふうに思います。この年末年始は、曜日の並びが大変よく、最大9連休となった方も多く、御家族や御友人と楽しい時間を過ごされたことというふうに思います。こうした平穏で災害のない日が今年1年続くことを願うところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、最初に、はたちを祝う会についてです。

来週、11日日曜日、午後1時から奥三河総合センターのホールを会場に実施をいたします。今年度はたちを迎える方は33名ということであり

ます。この皆さんのがんばりを祝福するに当たりまして、議員の皆さんにもぜひ御出席をいただきまして。御激励をいただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

なお、当日は記念アトラクションとしまして、バスケットボール元日本代表、三遠ネオフェニックスにお見えになったと思いますが、太田敦也さんによるトークショーも行いますので、またこちらのほうもお聞きをいただければというふうに思っております。

次に、令和8年度の当初予算についてであります。

副町長査定が終わりまして、これから私の査定を行って大枠を固める段階に入ってきておりますけれども、予算編成を行う上で、町民の人口推移を基本とするところであります。昨年11月11日には4,000人を切ってしまい、1月1日現在で3,991人となりました。こうした状況を十分意識した上で、町の将来を見据えた行政基盤の確立のために、見直し、特に財政のスリム化を意識した、次世代、未来につながるまちづくりを着実に進めていく予算としたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

本日は、人事院勧告に伴う給与条例等、関係条例の一部改正2件と、補正予算5件の7件を提出をさせていただきました。慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、議会臨時会の開催に当たりまして行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 以上で行政報告を終わります。

---

議長 日程第5、議案第1号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」から、日程第6、議案第2号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 おはようございます、今年もよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号、第2号の、給与等の改定に係る2議案については、昨年11月の議会全員協議会で令和7年8月7日の人事院勧告概要を説明したところでありますけれども、給与法など関係法令の改正などが昨年末の国会で成立いたしましたので、地方自治法第96条第1項の規定により、それぞれ別紙のとおり提出するとともに、一括して説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、人事院は、令和7年8月7日に民間のボ一

ナス支給割合 4.65 月分との均衡を図ることで、ボーナス——期末、勤勉手当を合わせてですが 0.05 月分引き上げ、年間 4.65 月分にすることと、職員採用市場での競争力を向上させるため、初任給を大幅に引き上げ、若年層に重点を置きつつ、そのほかの職員も昨年を上回る引き上げの改正を行っています。また、会計年度任用職員の報酬、ボーナスについても、総務省からの通知を受け、一般職の改定に係る取扱いに準じて改定をするものであります。

それでは、最初に、議案第 1 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改定する条例について」を説明しますので、資料の 2 ページを御覧ください。

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改定理由といたしましては、令和 7 年 8 月 7 日の人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律により、議會議員及び常勤特別職の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、それぞれ、令和 7 年 12 月期、及び令和 8 年度の期末手当の支給割合を 2 段階で改定するものであります。

改定内容として、第 1 条、第 3 条は、本年の 12 月期の期末手当の支給割合を 100 分の 172.5 から 100 分の 177.5 にすることで、0.05 月分引き上げることにより、年間の支給割合は 3.5 月分になり、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものであります。

第 2 条、第 4 条は、昨年の人事院勧告による改定同様、令和 8 年度の 6 月期及び 12 月期の支給割合を平準化するため、いずれも 100 分の 175 に改めるものであります。

附則は、施行期日は公布の日から施行し、適用日は、第 1 条、第 2 条は令和 7 年 12 月 1 日から。第 3 条、第 4 条は令和 8 年 4 月 1 日からとし、また、改定前に支払われた 12 月期の期末手当は、改定前の規定による内払いとするみなし規定であります。

改定の詳細につきましては、後ほど 2 議案分まとめて総務課長から説明しますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、議案第 2 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改定する条例について」を説明しますので、資料の 9 ページを御覧ください。

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改定理由といたしましては、令和 7 年 8 月 7 日の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改定に基づき、改定する内容は、次の

2点あります。

まず1点目は、民間給与との格差、1万5,014円、3.62%を解消するため、初任給を高校卒業で約6.5%、1万2,300円。大学卒業で約5.5%、1万2,000円を引き上げるなど、給与法を引き上げる改正をするものであります。

第2点目は、ボーナスを民間の支給状況に見合うように引上げ、年間4.6月分を年間4.65月分に0.05月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分することあります。

なお、附則の第1条は、施行及び適用の期日で、第1条の改正後の規定は令和7年4月1日から適用し、第2条の規定は令和8年4月1日から適用するものであります。

また、第2条は、既に支払われた給料、勤勉手当等の給与は、改正後の規定による内払いとみなす規定であります。

3点目は、宿日直手当の改正です。

宿日直勤務対象職員の給与状況を踏まえ、勤務1回当たり4,400円から300円増の4,700円へ改正するものです。これは、第1条関係で規定し、令和7年4月1日から適用するものであります。

それでは、改正内容の詳細につきましては、2議案分まとめて総務課長から説明させていただきます。

総務課長　はい。それでは、議案第1号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」、まず説明させていただきます。

改正理由といたしまして、本年度の人事院勧告に基づき、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、これは、令和7年12月16日に国会で議決されました。年間の期末手当の支給割合が0.05月引き上げられたので、それに準じて改正するものでございます。

まず、議会議員及び常勤の特別職に係る改正内容から説明しますので、6ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

左上の括弧書きで、第1条関係でございます。

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例では、第6条第2項のただし書で、議会議員の期末手当は、職員の手当割合に対する読替規定として定めています。

全協でも説明させていただきましたが、今年度の職員ボーナスは12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.025月分引上げ、合計で0.05月分引き上げていますので、職員の期末手当分について、昨年度までの100分の125から6

月は 100 分の 125、12 月は 100 分の 127.5 に改めるのが前半部分でございます。

議員及び特別職は 12 月分の期末手当で 0.05 月分の加算とするため、後半の 100 分の 172.5 から、6 月は 100 分の 172.5、12 月は 100 分の 177.5 に改めるもので、6 月の支給分と合わせて年間 3.5 月になります。ただし、この割合は、本年度の 6 月分ボーナスは既に支給済みのため、12 月分の支給のみの適用となります。

次の、第 2 条関係です。

第 1 条で改正した第 6 条第 2 項のただし書部分について、年間の割合 3.5 月に増減はありませんが、令和 8 年度から期末手当の割合を 6 月期、12 月期とも 100 分の 175 に改めるものでございます。前半の 6 月は、100 分の 125、12 月は 100 分の 127.5 を 100 分の 126.25 に改めるものは職員分の割合でございます。

次の、第 3 条関係は、設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正です。

第 4 条第 2 項のただし書で、第 1 条の議会議員と同様に、12 月期を 100 分の 172.5 から、0.05 月加算して 12 月支給分のみ 100 分の 177.5 に改め、年間 3.5 月にするものです。

次の 4 条関係では、第 3 条で改正した第 4 条第 2 項のただし書部分について、2 条の議会議員と同様で、年間の割合 3.5 月に増減はありませんが、令和 8 年度からは、6 月期、12 月期とも 100 分の 175 に改めるものです。

4 ページに戻っていただきまして、改正条文の附則でございます。

第 1 条は施行日で、改正条例第 1 条と第 3 条は公布の日から施行し、第 2 条及び第 4 条は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 項は、期末手当の基準が 12 月 1 日となるので、その日から遡及適用すること。

第 2 条と第 3 条は、既に支払い済みの 12 月勤勉手当の内払いとみなす規定でございます。

続いて、議案第 2 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

まず、改正理由からです。

改正理由として、人事院勧告の完全実施に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正するものです。

全協でも御説明させていただきましたとおり、改正の 1 点目は給与についてでございます。民間との給与格差 1 万 5,014 円。率にしますと 3.62% の解消と、民間の初任給との差があることを踏まえ、昨年に引き続き、大

卒程度の初任給を1万2,000円、高卒の初任給を1万2,300円に引き上げ、また、給与表の改定に当たっては、若年層に重点を置きつつ、全職員を対象に平均3.3%の引上げ改正を行うものです。

2点目は、ボーナスを民間の支給割合に見合うよう0.05月分、期末勤勉手当でそれぞれ0.025月分引上げ、4.6月分から4.65月分に改めるものでございます。

それでは、改正の詳細につきまして、改正の条によって説明させていただきます。

36ページからの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第1条の設楽町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第19条第2項は、宿日直手当の改正で、勤務1回につき4,400円を4,700円に改めるものです。

第20条第2項及び第3項は、ボーナスのうちの期末手当の支給割合にかかる改正で、6月は100分の125の割合で支給済みなので、「6月に支給する場合には」を加えますが、改正後の年間の支給割合が、2.525月、100分の252.5ですので、252.5から125を引いて、「12月に支給する場合には100分の127.5を乗じたて得た額」を加えます。

次の3項は、定年前再任用短時間勤務職員に関するもので、こちらは、支給割合が1.4月から、1.425月に引上げられます。条文としては、一般職員の規定を準用していますので、1.425月を100分の142.5に置き換え、6月分の70引いた残り、72.5を12月分で支給します。よって、「100分の127.5とあるのは、100分の72.5とする」を加えるものでございます。

第21条第2項第1号及び第2号について、続きましてその下、勤勉手当の支給割合にかかる改正で、考え方は、期末手当と同様に、6月は支給済みなので、「6月に支給する場合には」を加えます。勤勉手当は改正後の年間支給割合が2.125月、100分の212.5ですので、212.5から6月に支給した割合の105を引いて、「12月に支給する場合には100分の107.5」を加えます。

次の第2号は、期末手当同様、定年前再任用短時間勤務職員に関するもので、こちらは年間、ひと月から1.025月に引上げられます。この規定は準用していませんので、「6月に支給する場合には」を加えます。改定後の年間支給割合が1.025月、100分の102.5ですので、102.5から50を引いて、「12月に支給する場合には、100分の52.5を加えます。

別表第1から第4につきまして、別表の改正は人事院勧告に基づく法改正のうち、最初に説明した給与月額平均3.3%と初任給の引上げを合わせ、給与表の第1から第4を全面改正するものでございます。ちなみに、ペー

ジの左側の、別表第1の1級5号の9が高卒の初任給ですが、改正後が20万300円。その行の右側の、表5の隣が改正前の額ですが、18万8,000円で、差額が1万2,300円となっています。大卒程度は、次のページの下のほうの、1級25号級を比較すると、その差額は1万2,000円となっております。

ずっとめくっていただきまして、64ページをお願いしたいと思います。  
第2条関係の改正でございます。

第20条第2項及び第3項、先ほどの第1条での改正は令和7年度に限つたものですので、令和8年の以降の期末手当の支給割合を6月と12月に均等に改正するものでございます。

年間の支給割合は2.525月、100分の252.5ですので、半分の126.25の割合に改めるものでございます。

次の第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に関するもので、年間の支給割合1.425月、100分の142.5の半分の71.25に改めるものですが、一般的の職員の規定を準用していますので、126.25を71.25と読み替えるものでございます。

第21条第2項第1号及び第2号、こちらは、勤勉手当に関する規定で、期末手当同様、令和8年度以降、勤勉手当の支給割合を6月と12月に均等にする改正でございます。年間の支給割合は、2.125月、100分の212.5ですので、半分の106.25の割合に改めるものでございます。

次の2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対するもので、年間の支給割合1.025月、100分の102.5の半分の51.25に改めるものです。

最後に附則ですが、35ページに戻っていただきまして、施行日は、議員特別職の改正同様、公布の日から施行と定め、第2条の規定は令和8年4月1日施行とするものでございます。

その下の第2項では、給与表の改定がありますので、適用は令和7年4月1日から遡及適用としております。

第2条で支給済みの給与は内払いとみなすことを定めています。

第3条は、規定への委任を定めるものでございます。

なお、今回の人事院勧告では、通勤手当の改正や、月例給水準が最低賃金を下回る場合の手当の新設など、給与のアップデート分と言われる部分の改正につきましては、3月議会において一部改正条例を上程することしておりますので、その際はよろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議案第1号「設楽町議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

9 原田(直) この中には期末手当の改正が載っているわけですけども、去年、特別職の報酬について聞いたところ、人事院勧告に基づいて上げていくようなことを話をしていたのですけども、その状況についてお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 はい。報酬審議会を開催、またさせていただきまして、専門的で客観的な審議を通して御意見を頂く中で決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。議員もあわせて、報酬審議会で審議していただきたいと思っております。

9 原田(直) 今、議員もというお話だったんですけど、さっき、3点何%って話があつたんですけど、その程度上げる予定で、ほかの非常勤の特別職は去年はそういうことで上げていないということを聞いていますけれども、その辺も含めて検討されるのか、その辺の確認をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長 はい、全部合わせてやろうと思っています。特別職の報酬についてですけれども、昨年、報酬審議会で検討していただいた結果として、人事院勧告に基づいたパーセントで上げていただくということとなったというふうに思っています。何となく、議員報酬もそうですが、タブー視をされているようなところがありますので、そうではなく、やっぱりこれ、働くことに対する対価ですので、私は、きちんと報酬審議会で、昨年やっていただいた折に、人事院勧告に基づいて報酬を上げるという結論を出されたのであれば、またこうして人事院勧告があったわけですので、報酬審議会を開催させていただいて、全ての特別職も含めて、非常勤も含めて検討させていただきたいなというふうに思っております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長 次に、議案第2号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第7、議案第3号「令和7年度設楽町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第11、議案第7号「令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算（第3号）」までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、令和7年11月14日の議会全員協議会で説明させていただきましたが、令和7年8月7日の人事院勧告のとおり改正を行うことについて、関係法令の改正など国会で成立しましたので、本日の臨時議会にて、一般会計補正、2特別会計及び2事業会計の補正予算を一括して上程させていただきます。

また、年前に国会で議論されてきました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付に伴う補正予算も計上しましたので、よろしくお願ひします。

今回の主な補正予算内容は、令和7年8月7日の人事院勧告のとおり改正を行うことについて、11月11日に閣議決定され、給与法の改正案が12月17日までの臨時国会の中で成立しましたので、設楽町の一般会計及び特別会計、そして事業会計において人事院勧告に伴う人件費の調整等について補正することと、そして、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実現出来るよう、重点支援地方交付金を補正するものであります。

それでは、議案第3号「令和7年度設楽町一般会計補正予算（第6号）」についてを御説明しますので、資料の66ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,447万9,000円を追加して、予算総額を70億4,878万6,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、資料の76、77ページをお開きください。

款項目ごとの説明において一般会計及び特別会計、事業会計とも人件費の補正についての説明は、先ほど2件の条例改正で説明したとおりですでの、説明は款項目の総額で説明させていただきますので御了承ください。

1款議会費、1項1目議会費の1節報酬から4節の共済費までの追加補正は、72万9,000円の補正であります。

2款総務費、1項1目一般管理費の1節報酬から4節共済費までの追加補正額は、107万5,000円の補正であります。

78、79ページを御覧ください。

2款総務費、1項8目ダム対策費の2節給料から4節共済費までの追加補正額は、97万8,000円の補正であります。

2款総務費、2項1目徴税費、2節給料から3節職員手当等までの追加補正額は、122万2,000円の補正であります。

80ページ、81ページを御覧ください。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費の1節報酬から4節共済費までの追加補正額は、44万9,000円の補正であります。

2款総務費、4項2目参議院議員通常選挙費、及び3目の設楽町長選挙費は、いずれも選挙関連事務に伴う3節職員手当等について、時間外勤務や休日勤務の実績に伴う補正であり、補正額は、2目合わせて選挙費として128万4,000円の補正であります。

82、83ページを御覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費177万6,000円の増額。4目介護保険費36万5,000円の増額、6目地域活動支援センター費19万5,000円の増額。7目国民健康保険費45万6,000円の増加については、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の補正です。

なお、後ほど、国民健康保険特別会計の補正のところでも説明いたしますが、人件費の補正分としての財源として一般会計から繰り出すものであります。

3款民生費、1項9目物価高騰対応重点支援事業費については、国は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、エネルギー、食料品価格など、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、支援を通じて

地方創生を図ることを目的とし、物価高騰の影響を受けた生活者に対して、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実現できるよう国から交付金を用意されたものであります。

設楽町といたしましては、この交付金を活用し、3種類の活用策で町民を支援してまいります。

1つ目の活用策としては、住民1人当たり2万円を現金給付で支援するため補正するものであります。

11節役務費115万2,000円は、現金給付に当たり、お知らせ通知や口座振込確認のための連絡用郵送料として、公金振込手数料を計上するものであります。

12節委託料413万円は、現金給付を行うためのシステム改修を行う委託費用であります。

84、85ページをお開きください。

18節負担金補助交付金8,000万円は、1人当たり2万円を町民4,000人に交付することに積算した補正であります。なお、国の方針として、なるべく早く物価高騰対応重点支援効果ができるよう通知されており、システム改修の工程にもよりますが、この2万円の給付は、できれば年度内の支給を目指したいと思っております。

3款民生費、2項2目保育園費110万7,000円の増額、3目子供センター費17万7,000円の増加については、給与改定に伴う人件費の補正であります。

86、87ページをお開きください。

3款民生費、3項1目国民年金の2節給料から4節共済費までの追加補正額は、18万4,000円であります。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費182万4,000円、3目津具診療所費63万円と、次のページの88、89ページの4目環境衛生費26万8,000円、6目簡易水道費57万円の増額については、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

なお、後ほど津具診療所特別会計、及び簡易水道事業会計の補正のところでも説明いたしますが、人件費の補正分の財源として一般会計から繰り出すものであります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費107万3,000円の増額と、3目農地費25万4,000円の増額と、次のページ、90、91ページの4目農業集落排水費52万3,000円増額については、これも給与改定に伴う人件費の補正であります。

なお、後ほど下水道事業会計のところでも説明いたしますが、人件費の

補正分の財源として一般会計から繰り出すものであります。

5款農林水産業費、2項1目林業事業費の2節給料から3節職員手当等までの追加補正は、47万6,000円の補正であります。

6款商工費、1項1目商工総務費の2節給料から4節共済費までは、人件費の追加補正額として50万円の補正であります。

次のページ、92、93ページの10節需用費209万1,000円と、12節委託料3,429万は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の2つ目の活用策として、プレミアム付商品券関係を補正するものであります。商品券2万冊、プレミアム率3割を予定しております。国費と県費を想定しておりますけれども、県費については決定が次年度のため、県費相当分は、取りあえず今回の補正では一般財源で計上しております。

なお、今回の購入対象者は、経済対策より町民の物価高騰支援目的が強いため、住民票登録者に限定したいと思っております。

7款土木費、1項1目土木総務費2節給料から4節共済費までの追加補正額は、71万2,000円の補正であります。

7款土木費、2項3目道路改築費2節給料から4節共済費までの追加補正額は、75万4,000円の補正であります。

94、95ページをお開きください。

7款土木費、4項1目住宅費の2節給料から4節共済費までの追加補正は、25万1,000円の補正であります。

7款土木費、5項1目公共下水道費の27節繰出金108万3,000円は、後ほど下水道事業会計の補正のところで説明しますが、人件費の補正分の財源として一般会計から繰り出すものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の2節給料から4節共済費までの追加補正額は154万9,000円の補正であります。

96、97ページを御覧ください。

9款教育費、2項1目小学校管理費の2節給料から4節共済費までの追加補正は、125万5,000円の補正であります。

98、99ページを御覧ください。

9款教育費、4項4目奥三河郷土館費の1節報酬の追加補正額は、23万円の補正であります。

9款教育費、5項3目学校給食調理場費の2節給料から4節共済費までの追加補正額は86万7,000円の補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、74、75ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、3節物価高騰対応重点支

援補助金 1 億 855 万 5,000 円は、歳出で説明したとおり、今回の国の補正予算で、物価高騰に対する負担軽減に対する支援として計上された交付金ですが、そのうちの 1,877 万 1,000 円は、食料品の負担軽減に対する特別加算分であります。

この交付金は、歳出で説明したとおり 3 種類の活用策、1 つは、町民 1 人当たり 2 万円の給付。2 つ目は、3 割のプレミアム付商品券の販売。3 つ目は、保育園、小中学校の給食費の無償化の財源とするものであります。

19 款繰入金、2 項 2 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 3,740 万 3,000 円は、歳入歳出調整で基金より繰り入れる補正であります。

21 款諸収入、4 項 3 目給食事業収入、1 節保育園給食費 4 万 5,000 円の減額と、2 節小学校給食費 78 万 8,000 円の減額、及び 3 節中学校給食費 64 万 6,000 円の減額は、先ほど説明したとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の 3 つ目の活用策として、令和 8 年 1 月から 3 月までの 3 か月分の給食費保護者負担分を交付金で賄い、保護者からは徴収しないことに伴い、当該給食費を減額補正するものであります。

続いて、議案第 4 号「令和 7 年度設楽町国民健康保険特別会計予算（第 3 号）」について説明しますので、103 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 45 万 6,000 円を追加し、予算総額を 5 億 2,371 万 8,000 円とするものであります。

国民健康保険特別会計についても、一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費の調整等について補正するものであります。

歳出から説明いたしますので、補正予算に関する説明書、112、113 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の 1 節報酬から 4 節共済費までの追加補正は、45 万 6,000 円の補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、資料の 110、111 ページを御覧ください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、3 節職員給料等繰入金 45 万 6,000 円については、歳入歳出調整で一般会計より繰り入れるものであります。

続いて、議案第 5 号「令和 7 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」について説明しますので、117 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに 63 万円を追加し、予算総額を 8,838 万円とするものであります。

国民健康保険特別会計……失礼しました、設楽町つぐ診療所特別会計についても、一般会計同様に、人事院勧告に伴う人件費の調整等について補正するものであります。

歳出から説明しますので、126、127 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の 2 節給料から 4 節共済費までの追加補正は、63 万円の補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、124、125 ページを御覧ください。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金 63 万円については、歳入歳出調整で一般会計より繰り入れるものであります。

続いて、議案第 6 号「令和 7 年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）」について説明しますので、資料の 130 ページを御覧ください。

簡易水道事業会計につきましても、一般会計同様に、人事院勧告に伴う調整でありますので、よろしくお願ひいたします。

なお、一般会計同様に人件費の補正についてのみの説明ですので、先ほど 2 件の条例改正で説明した理由に伴い、説明は要点のみとさせていただきますので御了承ください。

まず、議案書の第 1 条は、総則であります。

第 2 条は、資本的収入及び支出についてです。

資本的収入及び支出の予定額を補正するものでありますが、収入については、1 款 3 項他会計補助金として 57 万円の補正をするものであります。

支出について、1 款 1 項建設改良費として収入と同額の 57 万円の増額を補正するものであります。

第 3 条、第 4 条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費を補正するものでありますが、最初に第 3 条は、第 8 条に定められた経費のうち、職員給与費について 57 万円を補正するものです。

次に、第 4 条は、予算第 9 条を一般会計からこの会計へ補助を受ける金額 3 億 4,685 万 2,000 円を 3 億 4,742 万 2,000 円に改めるものであります。

132 ページから 141 ページまでの資料につきましては、予定キャッシュフロー計算書などが添付しておりますので、また御覧いただきたいと思います。

次に、資本的収入及び支出と詳細内容について説明しますので、143、144 ページを御覧ください。

まず、支出についてですが、1 款下水道事業費用、1 項建設改良費、2 目配水及び給水施設費の 2 節給料、3 節手当、5 節法定福利費について、総額 57 万円を補正するものであります。

次に、収入についてですが、1 款資本的収入、3 項他会計補助金、1 目他会計補助金、1 節他会計補助金について、支出と同額の 57 万円を一般会計より補助し、支出の財源に充てるものであります。

次に、議案第7号「令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算（第3号）」について説明しますので、資料の145ページを御覧ください。

下水道事業会計についても、一般会計同様に人件費の調整について補正するものであります。

まず、議案書の第1条は総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出についてです。

収入については、1款2項営業外収益として160万6,000円の増額補正するものであります。

支出についても、1款1項営業費用として、収入と同額の160万6,000円の増額を補正するものであります。

第3条及び第4条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費を補正するものであります。

最初に、第3条は予算第8条に定められた経費のうち、職員給与費について160万6,000円を補正し、次に、第4条は、予算第9条一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、5億9,123万6,000円を5億9,284万2,000円に改めるものであります。

147、158ページまでは、予定キャッシュフロー計算書などが添付してありますので、また御覧いただきたいと思います。

次に、収益的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、160ページ161ページを御覧ください。

まず、支出についてですが、1款下水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の2節給与、3節手当、4節賞与等引当金繰入額、5節法定福利費については、総額160万6,000円を補正するものであります。

次に、収入についてですが、1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、1節他会計補助金について、支出と同額の160万6,000円を一般会計より補助し、支出の財源に充てるものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議案第3号「令和7年度設楽町一般会計補正予算（第6号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 加藤 はい。お願いします。

82ページの物価高騰対策の支援金のことについて、もう少し説明をしていただきたいと思います。

物価高騰対策を主に3点ということで、現金給付と、プレミアム商品券と、それから、3月までの給食費無償化というところに充てられるという

ふうに理解をしたわけですが。

現金給付の件について、85 ページ。1人当たり 2 万円の現金給付をするということで、具体的には振込みで行われるというふうなことかなと思ったわけですが。まずはその振込みの仕方について、もう少し詳しく御説明願えればと思いますが。

町民課長　はい。現金給付の方法については、コロナの給付金が 2020 年度にありますて、ちょっとそちらのシステムを改修する形で行うんですが、12 月議会のときに物価対応子育て応援手当のお話をさせてもらったんですが、その給付方式がプッシュ型といいまして、もともと、いわゆる給付の実績があるようなシステム情報を使って給付する方法なんですけども。ですので、今イメージしている方法としては、12 月議会で上げさせていただいた応援手当と同様に、その情報をもとに、まず案内をさせていただいて、そこに申出書というものを付けます。中には、ひょっとしたら、ちょっとこの現金給付は要らないよという方がいれば、そのときに不要との申出を頂いて、また口座とかが当時のコロナのときと情報も変わっている可能性がありますので、変更してほしいということであれば、そのときに確認して、従来のような補助金にあるような申請のやりとりをできるだけ省略して、できるだけ早く、振り込みという形で給付を進めようと考えております。

以上です。

5 加藤　はい、お年寄りの家庭もあったり、いろいろな家庭があってということで、ただ、プッシュ型ということで、こちらからプッシュしながらやつていただけるということで、ぜひ漏れなくこの給付が行われることをお願いしたいと思います。

ただ、もう一つ、85 ページで、生活支援給付システム改修委託というのに 400 万円かかっていると。素人目に見ると、1人当たり 2 万円を配ることに関わって、どのぐらいの手間がかかってこの 400 万というのがかかるのかなというのが何となく見えないところがあって。この家庭は家族が 4 人だから、8 万円というふうな計算をすることなんでしょうか。ことにそういうお金がかかっているのか。これ、いつもこの給付金は、ヒミカさんに委託することが多いかなと思うんですが、何を作業として委託して 400 万円ものお金がかかるのかというところ。いつも給付の際には気にかかるのですが、400 万円もかかるような作業が委託されるのかどうかというあたり、ちょっと詳しく説明していただけるとありがたいなというふうに思いますが。

町民課長　はい。現段階、この予算計上させていただいた中身でいきますと、

基本的には、例えば今おっしゃったように、ヒミカさんといったような業者さんでいきますと、いわゆるシステム開発とか、システムそのものの改修に当然、作業代とか人件費等もかかるんですが、それ以外にも、いわゆる先ほど言いましたお知らせ通知だとか、そういういたもろもろの手続の関係の書類作成も全て含めての金額であります。

今回 400 万という金額計上させてもらっているんですが、例えば 12 月補正させていただきました物価対応子育て応援手当ですと、これはほぼ全国一律でやりますので、例えば東三河の市町村でそのシステムの開発、改修がかなり案分といいますか、割安になる部分があるんですけども、今回は、やはりどうしてもそれぞれの自治体でいろんな給付の仕方だとか給付の基準が違いますので、現段階ですと、まだそういった、他の自治体の、多分恐らく設楽町が一番先にこういった議会に計上してるとと思うんですけども。そういうたものがそろってない段階で、現段階ではうちが単独で、東三河の中ではうちだけ開発、改修するということもあって、若干多めな金額にはなっていますが、あくまでも単なるシステムの改修の作業費だけではなくて、先ほど言いましたように、お知らせの通知の文書作成だとかも含めての委託費ということで現段階では計上させていただいている。1 人当たり幾らだとか、そういういた計算ではございません。

以上です。

5 加藤 はい。委託先はどこなのかということ、私さつき業者名を挙げたのですが、委託先がどこなのかということ。それから、一般的に適正だということでこれ上げてあると思うんですが、行政の御判断でこの金額はもうほぼ妥当だろうということで判断をしてみえるかどうかだけ、最後にお聞きしたいと思います。

町民課長 はい。コロナの給付金のシステムが、先ほどのヒミカさんがやっておりましたので、システムの改修となると、そのシステムを生かすとなると、そのときのシステムで改修委託を受けたヒミカさんという部分が非常に高いですが、当然の手續を踏まないといけないので、その辺りはまだ確定はしておりませんが、この金額については、現段階の我々が考えている現金給付の仕組みでいくと、このあたりの金額が妥当だという判断で算出はさせていただいております。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

9 原田(直) すいません。まず 1 点目ですけども、77 ページの一般管理費のところです。

先ほど、特別職の期末手当の改正を上げてあるんですけども、これ見る

と補正予算載ってないんですよね。それは、賄える予算だったのかという確認と。また、一般管理費 100 万円ちょっとしか補正をされてないんですけども、去年も聞いた気がするんですけど、二十何人、多分職員が計上されていると思うんですけども、どう考えても 1 人 1 万円以上上がってるのに、それが 100 万で足りるのかという部分が、その辺の理屈がよく分からないので教えていただきたいなというのが 1 点。

それから 2 点目。先ほどの質問があったんですけど、物価高騰のところで、1 人 2 万円という話は理解したんですけど、これやっぱり世帯で振り込むという理解でよろしいんでしょうか。個人個人ということではなく、あくまで世帯で 2 人おれば 4 万円、一括で振り込むと、そういう理解でよろしいのかを確認したいと思います。

それから、3 点目。同じく商工費のところのプレミアム付商品券です。プレミアム率 3 割って言って、あと設楽町の町民だけだよという話だったんです。それはいいんですけど、これ、1 人 5 万円という理解でよろしいんでしょうか。設楽町町民だけなら例えば 10 万円にしてもいいかなと思うところもあるんですけど、その辺のお考えをお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

総務課長 まず、給与関係の御質問の御回答させていただきたいと思います。

特別職の期末手当も含めまして、当初予算である程度余裕を持って予算化させていただきましたので、それもありますし、あと、議会議員の純子議員も途中で、今欠員ということにもありますので、そちらの余裕もあって、そのような金額で、これでいけるということで補正をさせていただいております。

町民課長 はい。1 世帯で、例えば 4 人いれば、例えば 2 万円掛ける 4 人で 8 万円ということで、その世帯の代表口座といいますかそこに振り込むという形で。コロナの給付金のときも同じ形をとっていましたので、原則としてはその方法でやります。

以上です。

産業課長 はい。プレミアム付商品券の 1 人当たりの冊数ですが、当初は 10 冊を予定をしております。今年度、3 万冊をやらせていただいたときも、当初は 10 冊、それから途中で 20 冊増刷をさせてもらったんですが、今回 2 万冊という冊数ですので、10 冊とさせていただいております。

以上です。

9 原田(直) 確認なんんですけど、給与のところ、たしか当初予算だと、特別職の期末手当ってちゃんときちんとそこで分類をされていたように理解するんですけど。そうした場合、多分、特別職ですので給与変わることはあり

得ないですよね。ですので、普通だったら補正が出てきて当然だというふうに理解するんですけど。どっかでごちやごちやっとやって、それで間に合うからという理解なのか。その辺、本来ならきちんと条例で出したので、出すべきものではないかなというふうに思うんですけど、その辺の考え方をもう一度確認したいと思いますが、いかがでしょう。

総務課長　はい。去年、去年というか、昨年度、報酬審議会は先ほどのように通して特別職の給与を上げたんですけど、当初予算の段階では、まだその辺どういうふうに決まるかっていうのが定まってない段階での当初予算の計上でございましたので、その分ちょっと余裕を見た予算組みもありまして、それが期末手当にはね返ってきてているということで御理解いただきたいと思います。

議長　ほかに質疑はありませんか。

1 村松(一) 先ほどのプレミアム付商品券のことについて、ちょっとお尋ねします。

これ、結局これ購入希望の方が購入することになるんですね。皆さんに配布するってことはないと。町民1人当たり、住民票を持っている人でやるわけじゃないということなんんですけど、分かりました。この期間というのは、大体半年間ということだと思うんですけど。いつ頃発行、3月に発行したら、9月で、次のプレミアムが8月というふうにもしなれば、その間を埋めるという、その期間でいいかどうかということを分かる範囲で教えてください。

産業課長　今回のプレミアムの販売は、交付金の性質上なるべく早くと言われていますので、準備が出来次第、年度の始まりの段階で販売をしようと。細かな時期はまだこれからですが、先ほどの2万円の交付金を支払った後速やかに販売できるようにしたいと思っております。

議員おっしゃられるとおり、期間は半年間ということがありますので、例えば4月、5月に販売したら、9月、10月、11月までの期間とさせていただくということになると思います。

先ほど、次のプレミアムっていうことをおっしゃられたんですが、そこは今予定がありませんので、それでお願いしたいと思います。

以上です。

議長　ほかに。

1 村松(一)　すいません、もう一つ言うのを忘れていました。3つ目の重点支援のほうんですけど、保小の給食費の半額助成ということで、今のこの1月から3月までの保護者負担をゼロにするということの確認でいいと思いますけども。

もう1点、これ中学生に関しては、従来どおりないということで、そういう確認でいいのか、それのほうの拡充まで何か考えているかというのは、もしあれば教えてください。

教育課長 今回の物価高騰策の助成につきましては、小学校も中学校もやっていきます。現在国のはうで話している小学校の給食の無償化とは今回は別となっておりますので、今回の物価高騰対策につきましては、小、中とも助成をいたします。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長 次に、議案第4号「令和7年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第5号「令和7年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 次に、議案第6号「令和7年度設楽町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8田中 初歩的なことをお伺いして恐縮なんですけども、説明書の143ページについて、お尋ねをします。予算参考資料のところですけども。

支出の部分見ますと、57万円が配水及び給水施設費ということで、建設改良費に上程をされているんですけども、これはそのとおりでよろしいのか。

それから、令和7年度設楽町簡易水道事業会計実施計画明細書、資本的収入及び支出というのは、上の段にも下の支出の欄にもあるんですが、この表現の仕方が妥当なんでしょうか。

生活課長 はい、それではお答えします。

まず、支出の資本的支出、建設改良費、配水及び給水施設費の57万円のところなんですが、ここの給与の補正だけで大丈夫ということです。

それと、もう一つについては、もう一度、申し訳ありませんけど、お願いいいたします。

8田中 実は、この簡易水道事業会計の143ページと、それから、下水道会計の160ページですね、これを比較してみると、下水道事業のほうは総務費として計上されて、内訳は人件費なんですよね。ところが、水道会計のほうは、人件費に、今申し上げた143ページの資本的支出の57万円の内訳はどうかということで、144ページ、次ページをめくると、やっぱり職員給なんです。これは、こういう表現の仕方っていうのはよく分からないんですが、どうして建設改良費に上程されているのかと。その上程の仕方が、簡易水道と下水道会計では異なるのかどうかということをお尋ねしております。

もう一点は、同じような令和7年度、設楽簡易水道事業会計予算実施計

画明細書、資本的収入及び支出ということが、同じふうに収入の上段、支出の上段に上程されてるんですが、下水道のほうは一括して、令和7年度設楽町下水道事業会計云々ということで、一つだけになっているというところを、比較してみたところ疑問に感じたものですから、質問をしております。

生活課長 はい、それではお答えします。

まず、1つ目の質問のほうですが、簡易水道事業会計のほうも、建設改良費以外のところでも、給与等の科目はありますが、その予算では補正する必要がなかったということで、水道会計のほうは、建設改良費の配水及び給水設備の給料のところだけ、57万円を補正する必要があったということを聞いております。

それと、2番目の質問のほうが、少しちょっと確認する必要があるので時間を少し頂ければといいかと思います。よろしくお願ひします。

議長 お諮りします。ちょっと調べるものがありますので、ここで暫時休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 暫時休憩といたします。

---

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 24 分

議長 休憩に引き続き会議を再開します。

生活課長 はい。申し訳ございませんでした。

それでは、改めて御回答させていただきます。水道事業会計の収益的支出のほうにも、総係費として職員の給与と手当等もあります。そこは、令和7年度の当初予算では、2名の職員をここに割り振っていたんですが、それが実際7年度始まって、担当する職員がそこは1名分の支払いとなつておりましたので、収益的収支、支出のほうの総係費のほうとしては予算が1名分余っていましたので、それを充填する必要がないということで、予定はしていないと。逆に、資本的支出のほうの給与のほうでちょっと不足が生じましたので、今回の補正で上げさせていただきました。

それと、2番目の質問の143ページのところです。143ページの中段、令和7年度設楽町簡易水道事業会計予算実施計画明細書、この文言がちょっと余分になっておりましたので、削除ということで訂正させていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を訂正の説明のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(発言する者あり)

議長 原案のとおり。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 次に、議案第7号「令和7年度設楽町下水道事業会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和8年第1回設楽町議会臨時会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時28分